

新型コロナウイルスに関する支援策のご案内

小田原箱根商工会議所

新型コロナウイルスの影響を受けている事業者に対する補助金制度等の支援策につきまして、以下の通りご案内しますので、ぜひご活用ください。

(令和2年4月27日時点)

○神奈川県 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

県の要請や依頼に応じて、休業（休業要請対象業種の方が4/24～5/6までの休業）や夜間営業時間の短縮（食事提供施設）に協力いただいた中小企業、個人事業主に対し、協力金を交付。

- ・対象者 休業要請対象の施設の事業者(4/24～5/6の休業)
食事提供施設(8時までの夜間営業時間の短縮及び7時までの酒類提供)
※詳細は、標記協力金のホームページの対象施設一覧を参照。
- ・申請期間 令和2年4月24日～6月1日
- ・交付額 10万円～
※休業要請対象で賃貸している事業所が1か所の場合20万円、2か所以上の場合30万円、食事提供施設は10万円
- ・問合せ 神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル 045-285-0536

○小田原市 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業事業者等支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、神奈川県知事からの協力要請に応じて休業又は営業時間を短縮する事業者に対し、支援金を交付。

- ・対象者 神奈川県 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金と同じ
- ・申請期間 令和2年4月27日～6月1日
- ・交付額 20万円
- ・問合せ 小田原市 経済部 商業振興課 商業振興係 0465-33-1511

○箱根町 観光事業者等緊急支援補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者・個人事業主が、感染症予防のための事業、危機的状況乗り越える事業、収束後に事業を継続するための取り組みを行う場合や、当座の資金を必要とする場合にその費用の一部を補助。

- ・対象者 宿泊業、飲食業、小売業等観光関連の事業を町内で営み、その売上が当該事業者の売上の2分の1以上を占める中小企業、小規模事業者及び個人事業主で、売上高が対前年比20%以上減少している又は減少が見込まれる方
- ・申請期間 令和2年4月22日～5月25日
- ・補助額 上限30万円（補助率4分の3）
- ・問合せ 箱根町企画観光部 観光課 0460-85-7410

○持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給。

- ・対象者 ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
- ・給付額 上限 法人200万円、個人事業者100万円
- ・申請期間 未定（5月上旬予定）
- ・問合せ 中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183

問合せ：小田原箱根商工会議所 本所 0465-23-1811 箱根支部 0460-85-6245

上記以外の支援策については、「[経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#)」のWEBサイトをご覧ください。